

昭島市産業振興計画

農業部門詳細編

改定版

令和5年9月

昭島市

第1章 農業部門詳細編策定について	-2-
1 農業部門詳細編策定の背景と目的	-2-
2 農業部門詳細編の位置づけ	-2-
第2章 昭島市の概況及び農業の現状	-4-
1 昭島市の概況	-4-
2 昭島市農業の現状	-5-
3 これからの都市農業について	-8-
(1) 施策の方向性	-8-
(2) 基本目標	-8-
(3) 具体的な施策	-9-
第3章 農業部門の具体的な将来像	-13-
1 昭島市都市農業の具体的な将来目標	-14-
2 作物別農業経営展開の方向	-22-
第4章 市・都との連携による市内農業者の先進的な事例	-25-
資料編	
農業者ヒアリング調査	-26-
市民アンケート調査	-29-
産業振興計画策定委員会 委員名簿	-30-
産業振興計画策定の経緯	-31-
農業部門詳細編策定の経緯	-33-
用語解説	-34-

第 1 章 農業部門詳細編策定について

1 農業部門詳細編策定の背景と目的

昭島市産業振興計画は、平成 29 年度からの新たな 10 年の昭島市の産業振興の方向性と具体的な施策の計画を示すため、平成 29 年 3 月に策定されました。

国の動きとしては、平成 27 年 4 月に「都市農業振興基本法」を制定し、平成 28 年に策定された「都市農業振興基本計画」では、都市農地を「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置付けて、都市農業振興に関する新たな施策が示されています。

また、東京都は平成 29 年 5 月に「東京農業振興プラン」を策定し、「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」として農業振興の方向と施策展開を示しています。

現在、過密化する都市の中において、地産農産物の供給はもとより、良好な景観の形成、市民の農作業体験の場など農地の多面的機能への期待は高まってきているにも関わらず、農地の減少や農業従事者の高齢化、担い手の不足による農業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

そのような中で、平成 29 年 3 月に策定した「昭島市産業振興計画」の理念に基づき、市内農業の発展に向け専門的な肉付けを図るため、「農業部門詳細編」を策定しました。

今般、策定から 5 年が経過し、市内農業における現状や制度改正等を踏まえ、策定時と同様に農業者や農業関係団体から意見を聴取したうえで改定を行います。

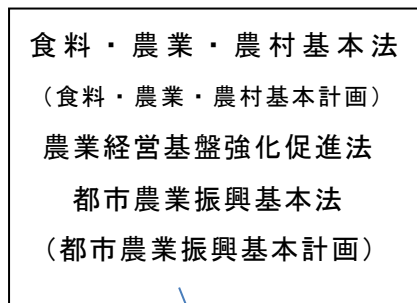
2 農業部門詳細編の位置づけ

昭島市産業振興計画策定にあたり、学識経験者、各産業有識者、公募による市民からなる昭島市産業振興計画策定委員会を設置し、素案について検討を重ねると共に、農業関係者を始めとするヒアリング調査の実施、市民や他産業間連携によるワークショップの開催、パブリックコメントを実施して幅広い意見を集めました。

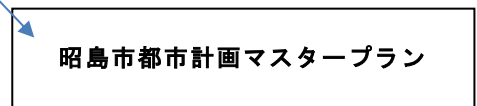
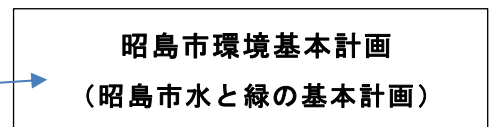
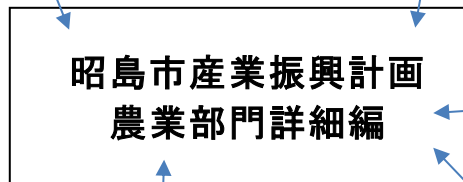
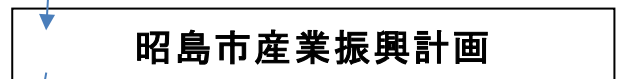
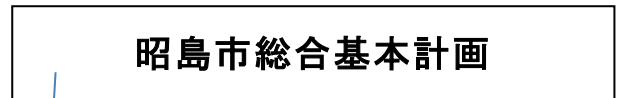
「農業部門詳細編」は、昭島市産業振興計画に基づき、農業により特化し、具体的に施策を推進するため、農業委員会・東京都・J A・東京都農業会議等、各関係機関に意見聴取を行い反映させながら策定しました。

また、「昭島市総合基本計画」に沿って構成する他、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農業基本構想として、「都市農業振興基本法」の地方計画として位置付けると共に、「東京農業振興プラン」「東京都農業振興基本方針」とも整合・連携を図っています。

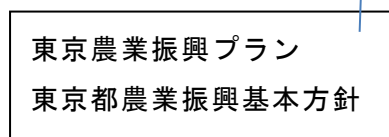
(国)



(昭島市)



(東京都)

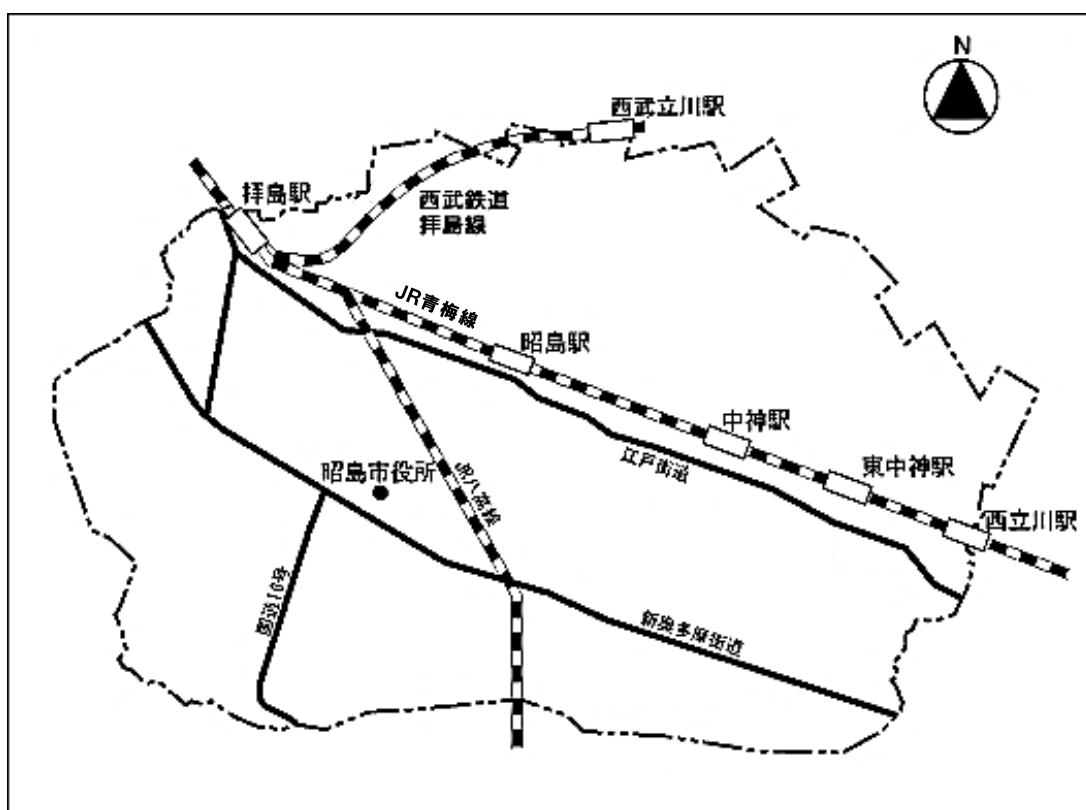


第2章 昭島市の概況及び農業の現状

1 昭島市の概況

昭島市は、都心から西に約 35 キロメートル、東京都のほぼ中央に位置しており、面積は 17.34 平方キロメートル（東京都 26 市（以下 26 市と記載）中 12 位）であります。

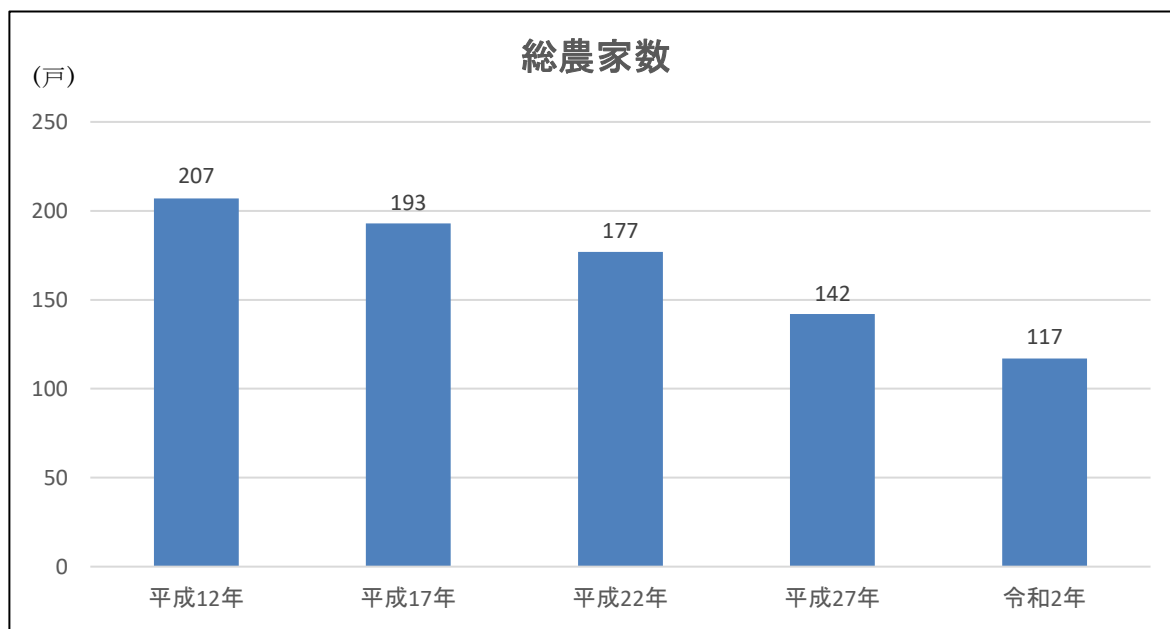
市内には J R 青梅線が東西に走り、5 つの駅が存在。うち 1 つの拝島駅は西武線・八高線とのターミナル駅であり、1 日あたり約 6 万人の利用者があります。また、国道 16 号や都道を通じ、中央道や圏央道、国道 20 号へのアクセスもよく、公共交通や広域道路網へのアクセスに優れています。



2 昭島市農業の現状

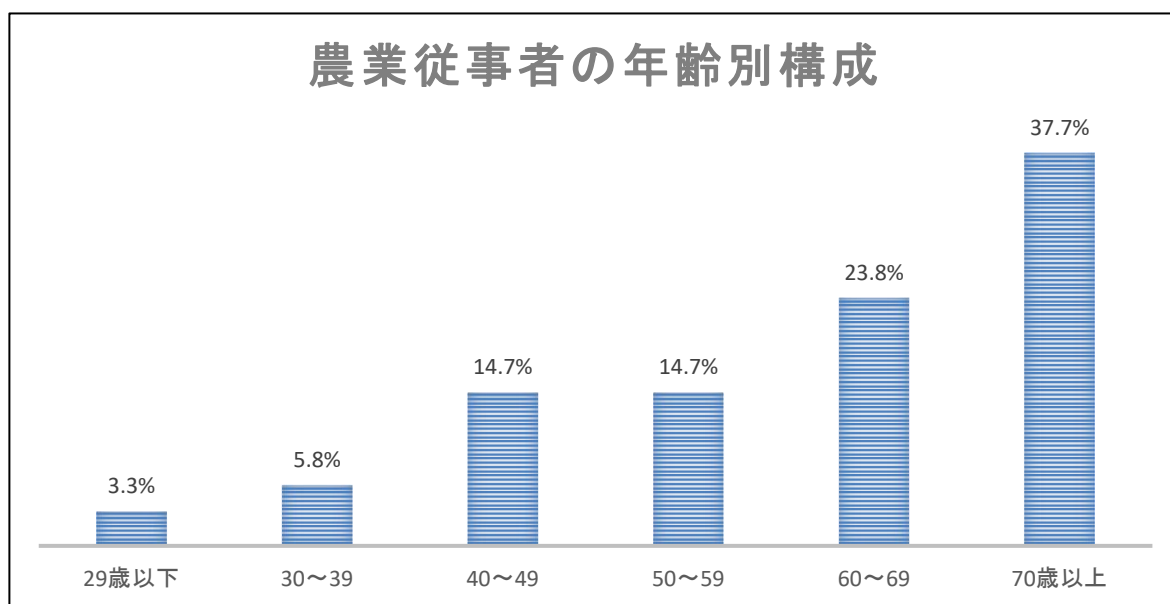
(1) 総農家数

2020 年農林業センサスによれば、昭島市の総農家数は 117 戸と平成 22 年同調査（177 戸）と比べて 34%減少しています。



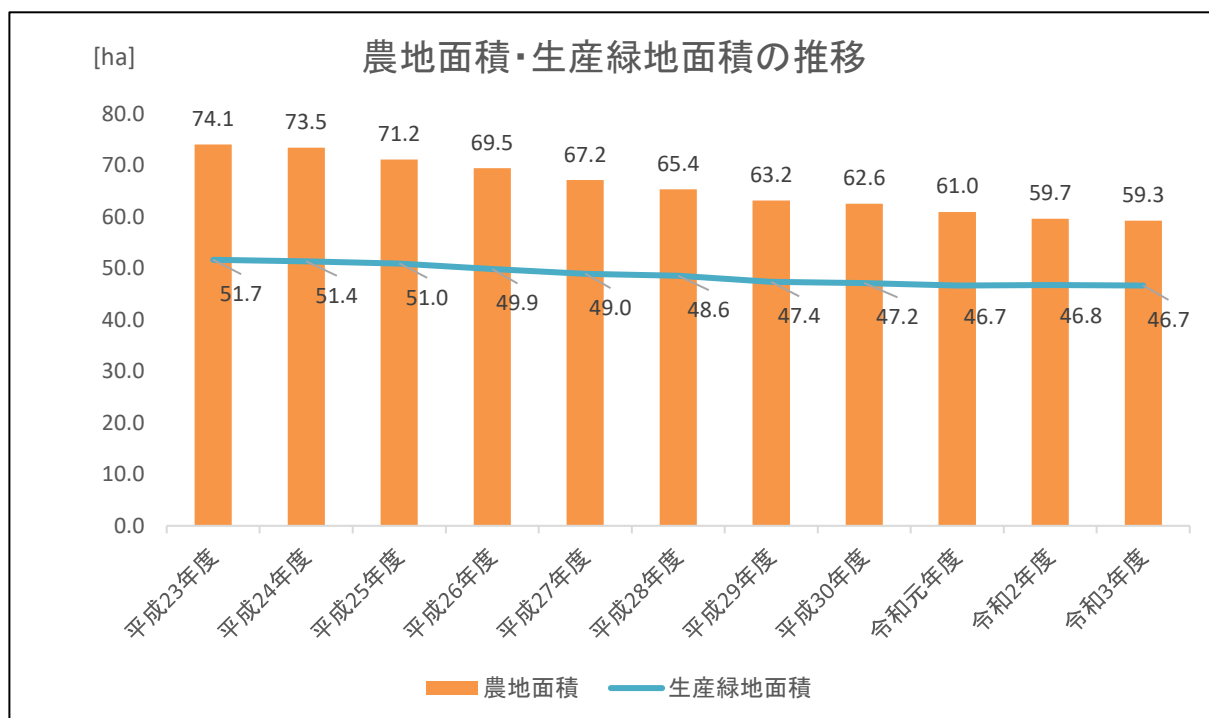
【2020 農林業センサス】より

農業従事者の年齢別構成をみると、70 歳以上が 37.7%、60～69 歳が 23.8%と、61.5%が 60 歳以上の従事者となっています。



【2020 年農林業センサス】より

市内の農地面積は、令和 3 年度において 59.3ha（ヘクタール）となっています。平成 23 年度以降の推移をみると、平成 23 年度の 74.1ha から 14.8ha 減少しています。



農地面積【固定資産概要調書】より ※生産緑地面積は、都市計画課データより

（２）課題

昭島市の農業における課題として、都市化の影響に加えて農家の相続などにより、市内の農地は年々減少を続けています。市の農業者の平均年齢は 62.4 歳で、60 歳以上の高齢農業者の割合が 61.5% と多いほか、後継者も不足しているため、農地を保全することや担い手を確保することが難しくなっています。

昭島市では、都市農業の特徴のひとつである住宅地のそばに農地が点在しており、農薬の散布についても、時間帯や方法などに配慮して行わなければならないなど営農環境は、厳しい状況もあります。また、農家 1 戸あたりの経営耕地面積が狭小のため、大規模な栽培・生産を行うことができず、効率化による収益の増加を見込むことが困難な状況にもなっています。さらには、多くの農家は一人又は家族のみの営農のため、日々の農作業以外に自身の農業経営の P R 活動や情報発信などに関わることができていない状況があります。

このような中、拝島ねぎのようなブランド野菜や、地元小学校等の給食における地場野菜活用の需要が増加しています。生産組合では、ブランド野菜を活用しようという動きが活発になり、拝島ねぎの出荷用袋やのぼり旗を使用した販売方法や、「拝島ねぎみそ」「拝島ねぎドレッシング」等の製造・販売といった加工品開発への展開も継続して行われています。また、観光との連携や、学校との連携などを積極的に受け入れている農家も存在しています。

これからも、市民や地域、他産業と連携することで、今まで以上の発想による新たな農業経営への取組が生まれる可能性もあります。

【課題に関する意見】

- 担い手不足により自分の農業経営に関する情報発信や農産物の販売等のPRに手が回っていない
- 拝島ねぎ等の地域ブランド資源もあるが安定して出荷供給することが難しい
- 学校給食等への食材の大量出荷、供給には供給量が足りない
- 後継者が明確でない、候補がいても本人が農業経営を継ぐかは不明である。
- 農業（本業）での収益拡大を望むが現状では難しい。

【可能性に関する意見】

- 小学校への食材供給、体験農業の受け入れを実施する農家もある。
- 「拝島ねぎ」や「あきしまさくら」等の地域ブランド資源がある。
- 農ウォークなど農業に関するイベントは市民に人気がある。
- 昭島の農業、農産物への認知度向上に向け取り組んでいきたい。
- ボランティア制度の導入を望む農家もいる。

3 これからの都市農業について

(1) 施策の方向性

「市民とのふれあいを増やし、やりがいと収入を
向上することで持続可能な農業を目指す。」

従来の農家に対する経営サポートという支援を行いながら、やりがいと収入の向上がもっとも「農業を続ける」という動機づけになります。これがなければ、後継者育成や事業承継といった持続可能な農業の実現にはつながりません。やりがいと収入の向上のためには市民や消費者とのつながりが必要です。市民と触れ合うことで、農業や食の大切さを知ってもらうことにもなります。また、加工品の開発、販路開拓といった6次産業化も収入向上へつながるものであり、このような方針から以下のとおり、基本目標を定めました。

(2) 基本目標

① 農家のやりがいと収入の向上

- 農家の取組を市民や来街者に知ってもらう機会の提供。消費者とのふれあいによる“やりがい”の向上
- 農家の努力が評価されることによる、“やりがい”の向上
- 6次産業化や市内企業等による野菜の消費による収入の確保
- 農地の保全や相続対策をはじめ農家の経営をサポートすることにより、農業従事への不安を軽減
- 限られた農地面積で最大限の収益を上げるため、新技術や施設栽培の導入、農業と加工などの組み合わせによる経営の多角化による、収益性の向上

② 市民が「農」と触れ合う機会の創出

- 「農」に触れることで、昭島の農業に対する関心と認知度の向上
- 実際に「農」に体験・参加することで、食の安全や農業の大切さを知る

（３）具体的な施策

施策概要	推進団体	目標・指標
市民が農業に触れ合う機会の創出	東京都・市	20組の親子 40 人

【具体的な内容】

「親子水田体験教室」等の農業体験や援農ボランティア体験など、市民が農業に触れるイベントを企画運営することで、農業に対する関心を高め、理解を深める。

【実施期間・実現スケジュール】

毎年、20組の親子 40 人を目標に実施していく。

施策概要	推進団体	目標・指標
農家の経営指導をサポート	東京都・市・ 農業協同組合	認定農業者の経営改善計画の達成 農業経営セミナー参加者数 毎年 20 名

【具体的な内容】

農地の法律関係、農地保全、生産緑地制度、農業技術指導、農業経営への融資について、市や東京都、農業協同組合がそれぞれの専門性を活かしサポートする。また、認定農業者についても農業経営改善計画に沿った 5 年間の経営サポートを推進団体が協力して行う。

【実施期間・実現スケジュール】

認定農業者については経営改善計画を期間内の達成をめざす。その他のサポートについては多様な形になるが、農業経営に関わるセミナーの参加者 20 名をひとつの評価指標として設定する。

施策概要	推進団体	目標・指標
直売所マップの作成	市・農業協同組合	令和9年度に作成

【具体的な内容】

昭島市内外に昭島の農業を知ってもらうきっかけとするとともに、観光資源としての農業を活用するためのツールとする。

【実施期間・実現スケジュール】

平成29年度に作成したマップは、市役所、農業共同組合、観光協会や各種イベント等で配布している。令和9年度には新しいマップの作成を行い、バーコードなどを利用したデジタル版も検討していく。

施策概要	推進団体	目標・指標
学校給食での地場野菜の使用	教育委員会・市・ 農業協同組合・ 農業者団体	毎年 10,000kgを使用

【具体的な内容】

学校給食における地場野菜の使用率を高め、食育につなげる。

【実施期間・実現スケジュール】

毎年、昭島産の野菜、卵、米を約10,000kg学校給食で使用している。今後も食育の観点から継続していく。

施策概要	推進団体	目標・指標
市内飲食店や食品加工会社での 地場野菜の活用促進	商工会・農業協同組合	令和9年度までに方針検討

【具体的な内容】

商業者、農業協同組合等の連携で、地場野菜の活用機会を増やし、販路拡大につなげる。

【実施期間・実現スケジュール】

平成30年度までに調査した結果、市内のそば屋、パン屋、レストラン、保育園の給食などで地場の農畜産物が使用されていた。現在も継続して使用されている飲食店を対象に調理された料理などを市のホームページで発信し、地場の農畜産物の活用促進を図る。食品

加工会社での地場野菜の活用については、多品目・少量栽培であるため、安定した供給が難しいが、どのような活用ができるか引き続き検討していく。

施策概要	推進団体	目標・指標
大型商業施設とのコラボレーション	農業協同組合・ 農業団体・商工会・ 大型商業施設・市	毎年１回以上開催

【具体的な内容】

大型商業施設において、昭島産の地場農産物の販売会を実施し、地域内外へのPRを行う。現在実施している「昭和の森冬祭り」のような取組を維持、拡大していく。

【実施期間・実現スケジュール】

これまで「昭和の森冬祭り」や「拝島駅まつり」で販売を行い、昭島産の農産物をPRした。今後も毎年１回以上開催を基本に取組を維持していく。

施策概要	推進団体	目標・指標
認定農業者支援	市・東京都	実施農家数 ８件／年間

【具体的な内容】

効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者に対する農業用器具や資材の購入等の支援のほか、東京都の各種補助事業を活用し、経営改善のために必要な施設整備等を支援し、収益性の向上及び経営の安定化を図る。

【実施期間・実現スケジュール】

毎年８件程度の利用を実施していく。

施策概要	推進団体	目標・指標
農業特産品共進会	農業協同組合・市	出品数 225 点／年間

【具体的な内容】

市内の新鮮で安全な農畜産物や加工品の展示・販売を通じて食卓に直結する都市農業を

アピールする。

【実施期間・実現スケジュール】

毎年開催時に出品数 225 点を目指す。

施策概要	推進団体	目標・指標
農ウォークなどの体験イベントの実施	観光まちづくり協会・ 農業協同組合・市	開催数年間 2 回以上 イベント参加者 20 名/回

【具体的な内容】

町あるきイベントの一環で、農家を見学し、都市農業の実態について知り、収穫等の体験をすることで、昭島市の農業に対する理解を深める。

【実施期間・実現スケジュール】

平成 29 年度より、体験型のイベント開催数を毎回 20 名の集客で年間 2 回以上を実現し、実施している。これは農ウォークだけでなく、町あるきイベントに「農」の要素を加える形での実施も含んでいる。今後も年間 2 回以上を維持していく。

第3章 農業部門の具体的な将来像

■ 都市農業の確立（産業振興計画 農家のやりがいと収入の向上）

認定農業者を中心とする担い手の確保と育成を支援し、農業経営の規模を拡充して、年間を通しての農畜産物の安定生産により販路の拡大を進めます。



■ 農地の保全（産業振興計画 農家のやりがいと収入の向上）

都市農業振興基本法並びに都市農業振興基本計画に基づき、都市農業の振興や農地の保全に努めます。また安全で環境に配慮した都市農業を推進します。



■ 地産地消の推進（産業振興計画 市民が「農」と触れ合う機会の創出）

農業者と消費者・市民の交流を図り、共同直売所や個人直売所を中心に「地産地消」を進めます。また都市農業のPRやふれあい事業の推進、学校給食における地場農産物の利用促進や食育の推進を進めます。



1 昭島市都市農業の具体的な将来目標

平成 27 年に制定された都市農業振興基本法では、「都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、都市農業の振興に関する基本理念を示しています。

- ・都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
- ・良好な市街地形成における農との共存に資するよう都市農業の振興が図られるべきこと
- ・国市民の理解の下に施策の推進が図られるべきこと

平成 29 年には生産緑地法の改正を含んだ都市緑地法等の一部改正が施行され、生産緑地の指定下限面積について、市が条例を定めることを条件に面積要件の緩和も示されております。昭島市においても平成 29 年に下限面積要件の緩和をしました。また平成 30 年度より施行された「特定生産緑地指定制度」も含め、新たな制度・税制に関する情報の周知徹底に引き続き取り組みます。

さらに昭島都市農業の将来像を実現するためには、全ての農業者が都市の農業と農地を守るため、消費者・市民に支援された、地場流通を中心とした農業を確立していく事が重要です。以下、農業基本構想については 5 年後の令和 9 年度（2027 年度）を目標年次とし、将来像を達成するための具体的目標として設定します。

（１）農地面積の確保に向けた取組（目標とする面積 54.1ha）

昭島市の農地面積は、令和 3 年度で 59.3ha であり、平成 23 年度の 74.1ha から 14.8ha 減少し、各年平均で約 2.0%の減少となっています。

そのうち、宅地化農地は、令和 3 年度で 12.6ha であり、平成 23 年度の 22.4ha から 9.8ha 減少し、各年平均で約 4.4%の減少となっています。

一方の生産緑地については、令和 3 年度の時点において 46.7ha となっており、平成 23 年度の 51.7ha から 5.0ha 減少し、各年平均で約 1.0%の減少にとどまっています。

このことから、生産緑地の割合を増やすことが農地面積の減少に歯止めをかけるための有効な手段の一つと考えられます。令和元年度から令和 3 年度までの農地面積の減少率を各年平均で約 1.5%とすることができましたが、このことは、「生産緑地の追加指定」や「特定生産緑地制度の周知」、「都市農地貸借円滑化法による貸借のあっせん」など、農地面積の 7 割以上を占める生産緑地を対象とした取組の成果によるものと考えられます。

農地面積がこのまま 2.0%減少し続けると、令和 9 年度には 52.5ha となることから、引き続き取組を継続し、減少率を 1.5%に抑えることにより、令和 9 年度に確保すべき農地面積の目標を 54.1ha とします。

（２）農家数（目標：100 戸）

農林業センサスによれば令和 2 年の総農家戸数は 117 戸であり、平成 22 年の 177 戸から 60 戸の減少で年平均約 3.4%の減少となっています。このままの割合で推移すると、令和 9 年には約 97 戸になると予想されます。後継者の育成のための視察研修会や新規就農者のあっせんなどを実施し、減少率を 3.0%に抑えることによって、令和 9 年度の農家数の目標を 100 戸とします。

（３）認定農業者数（目標：24 戸）

令和 3 年度末時点で認定農業者は 21 戸で、支援事業やフォローアップ相談会、経営に必要な研修会等を実施します。また、制度説明会や個別相談会の開催により新規の認定農業者を確保していくことで、令和 9 年度末の認定農業者数の目標を 24 戸とします。

（４）農業所得（農家の年間最低所得目標額は 300 万円）

昭島市の農業について、作物別農業経営展開ごとに区分して経営モデルを示しています。

野菜栽培や花き栽培など市場等へ積極的に出荷し、農業経営を強化する「昭島市の農業をリードする経営モデル」の年間所得目標は 800 万円とします。また、野菜栽培や果樹栽培、植木生産などの他、複合型の農業経営を行い、共同直売所や庭先販売を通じて市民へ農産物を安定的に供給する「昭島市の農業を担う経営モデル」の年間所得目標は 500 万円とします。直売を主とした野菜経営や農業体験農園を運営したり、養鶏卵を主とした畜産経営など「昭島市の農業の広がりを支える経営モデル」の年間農業所得目標は 300 万円とします。

■昭島市の農業をリードする経営モデル（所得目標８００万円）

分類	営農モデル	経営耕地（a） （施設面積（a）） 作付面積（a）	労働力 （人）	主な品目	主な施設・機械
野菜	市場出荷を主とした 軟弱野菜経営	50 （施設 30） 200	4 雇用 1	小松菜 ホウレンソウ	園芸用ハウス 予冷庫
花き	花壇苗・鉢物類を 主とした市場出荷経営	30 （施設 10） 40	2 雇用 3	シクラメン パンジー・ビオラ インパチェンス等	園芸用ハウス、ホ イールローダー、 播種機 土壌消毒機

■昭島市の農業を担う経営モデル（所得目標５００万円）

分類	営農モデル	経営耕地（a） （施設面積（a）） 作付面積（a）	労働力 （人）	主な品目	主な施設・機械
野菜	共同直売所や量販店 など多様な 出荷による野菜経営	50 （施設 20） 130	3	トマト、キュウリ、 小松菜、大根等	園芸用ハウス 予冷庫
野菜	直売と業者出荷を 主とした野菜経営	60 （施設 0.5） 150	3	ホウレンソウ、キャ ベツ、ニンジン、 拝島ねぎ等	園芸用ハウス 予冷庫 直売施設
果樹	ナシを主とした 果樹経営	90 （施設 0） 90	2	ナシ	スピードスプレー ヤー、果樹棚 多目的防災網 直売施設
植木	緑化木生産を 主とした植木経営	70 （施設 0） 70	3	落葉高木 低木類等	バックホー
複合	野菜、稲作、委託苗 木の複合経営	90 （施設 5） 90	3	トマト、コマツナ ダイコン、米 拝島ねぎ、苗木	園芸用ハウス 予冷庫、田植え機 コンバイン

■昭島市の農業の広がりを支える経営モデル（所得目標３００万円）

分類	営農モデル	経営耕地（a） （施設面積（a）） 作付面積（a）	労働力 （人）	主な品目	主な施設・機械
野菜	農業体験農園を 主とした経営	30 （施設0） 60	1	キュウリ、トマト ニンジン、ナス等	トラクター 耕耘機 体験農園施設
野菜	直売を主とした 野菜経営	50 （施設0） 70	2	ホウレンソウ キャベツ ニンジン 拝島ねぎ等	園芸用ハウス 予冷库 直売施設
畜産	養鶏卵を主とした 畜産経営	30 3000羽 （採卵鶏）	2	鶏卵、発酵鶏糞	鶏舎、糞処理施設 機械一式 直売施設

（５）労働時間（目標年間労働時間は他産業なみの1,800時間）

「昭島市の農業をリードする経営モデル」「昭島市の農業を担う経営モデル」「昭島市の農業の広がりを支える経営モデル」は、次の世代を担う後継者や女性農業者が安心して農業生産活動に従事できるように、主たる農業従事者一人当たりの年間労働時間の目標を、昭島市及び周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の1,800時間とします。

（６）経営管理の方法（簿記記帳・青色申告・パソコンで経営管理の合理化を推進）

「昭島市の農業をリードする経営モデル」「昭島市の農業を担う経営モデル」「昭島市の農業の広がりを支える経営モデル」は、創意と工夫を生かした農業経営を展開するため、経営管理の合理化を推進します。パソコンを活用した財務管理では複式簿記等の導入や農業経営と家計を分離した青色申告の実施を行ないます。また、生育状況や作業についても画像で記録したり、販売管理では生産出荷や顧客データの管理・集積を行ないます。

（７）農業従事者の態様の改善（家族経営協定で休日制や給料制の導入を推進）

「昭島市の農業をリードする経営モデル」「昭島市の農業を担う経営モデル」「昭島市の農業の広がりを支える経営モデル」は、次の世代を担う後継者や女性農業者が安心して農業生産活動に従事できるように、その担当分野や収入、休日などを明確にして家族経営構成員一人一人の能力と意欲を発揮できる環境をつくるため、「家族経営協定」の締結を推進します。

（８）新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項

① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

昭島市の令和３年の新規就農者は１人であり、過去５年間、平均１．２人と、ほぼ横ばいの状況となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間１万人から２万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、昭島市においては年間２人の当該青年等の確保を目標とします。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

昭島市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能を充実させます。

また、技術指導及び経営指導については、東京都中央農業改良普及センター、東京みどり農業協同組合、農業委員会等と連携して、重点的、効率的に指導を行い、将来的には認定農業者への育成を図ります。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

（５）に示す労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（（４）に示す「昭島市の農業の広がりを支える経営モデル」の農業所得（３００万円程度））を経営目標とします。

（９）（４）～（８）に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

① 農業を担う者の確保及び育成の考え方

昭島市の特産品である拝島ねぎや美味くて多摩卵などの農畜産物を安定的に生産

し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、中央農業改良普及センター、J A東京みどり等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、援農ボランティア等の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、昭島市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

② 昭島市が主体的に行う取組

昭島市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、中央農業改良普及センターやJ A東京みどりなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

これらのサポートを昭島市が主体となって、東京都、農業委員会、J A東京みどり、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行います。

昭島市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者

に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

③ 関係機関との連携・役割分担の考え方

昭島市は、東京都、農業委員会、J A東京みどり、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

ア．東京都農業会議、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

イ．昭島市、J A東京みどりは、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。

④ 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

昭島市は、J A東京みどりと連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、J A東京みどり等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

(10) 農用地の利用集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項（目標とする農地集積率は22%）

① 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標及び面的集積に関する目標

認定農業者等担い手が所有している又は借りている農用地を効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地とします。令和3年度末の認定農業者の平均経営面積（49.6a）と令和9年度末の目標24戸の経営面積を推計すると11.9haとなります。この推計と確保すべき農地面積の令和9年度54.1haを基に、利用集積率を約22%（ $11.9\text{ha} \div 54.1\text{ha} \times 100 = 21.99\%$ ）とします。

面的集積については、市内では農地の流動化が困難なため、施設化等の推進により

農地の高度利用を図ることで農地面積の確保に努めていきます。

② その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法等に基づく農地貸借や農作業受託等の取組を促進します。

その際、昭島市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図って認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

(11) 農業経営基盤強化の方向

各々の農業経営類型に共通した方向付けとして、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講じていく必要があります。このため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、認定農業者制度の普及を図るとともに、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が連携して支援を行うための体制（担い手育成支援協議会）を整備し、資金支援やその他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中的に実施していきます。

規模拡大による農業経営の改善を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手を適切に結びつけるよう努めます。農業従事者の高齢化や担い手の不足により遊休化、低未利用化している農地については、今後遊休化、低未利用化する恐れがある農地を含め、認定農業者への利用集積を図るとともに、農作業受託組織の検討、育成を図るなど農業上の利用の増進を図ります。

(12) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

昭島市は、実施いたしません。

2 作物別農業経営展開の方向

(1) 野菜栽培

野菜生産農家の多くは生産緑地制度や相続税納税猶予制度を活用して農地の保全を図っています。生産した農畜産物は庭先販売や、J A共同直売所「みどりっ子」や「ファーマーズセンターみのーれ立川」にて直接消費者・市民に販売しています。また、田中町団地内での即売会や、昭島駅南口及び東中神駅の商店街と連携した地元野菜の直売を行い、市民から高い評価を受けています。

共同直売所に出荷する農家には、減農薬減化学肥料による栽培を行ったり、被覆資材等を使って農薬の散布回数を減らすことを行い、安全・安心な農産物の供給を目指しています。

経営モデル	役 割	具 体 的 な 内 容
昭島市の農業をリードする経営モデル	共同直売所等で市民に安定供給・市場出荷	少量多品目で共同直売所の中核として市民に安定供給する。 専作的で効率的に生産し、市場出荷する。
昭島市の農業を担う経営モデル	庭先販売・共同直売所等で市民に供給	少量多品目を生産し、庭先や共同直売所等で市民に販売する。
昭島市の農業の広がりを支える経営モデル	多面的農地の保全・共同即売会への参加	農業体験農園を主とした経営や、共同即売会などで市民に販売する。

（２）花き栽培

花き園芸農家の経営の近代化・効率化、生産の省力化・機械化を促進させ、シクラメンをはじめとする鉢花の地場流通の促進や宅配による全国展開が進展しました。また、パンジー、プリムラ類など花壇苗の安定供給出荷により経営の拡大が望めるようになりました。

経営モデル	役 割	具 体 的 な 内 容
昭島市の農業をリードする経営モデル	産業としての花き経営の確立	市場出荷を中心として生産・供給を拡大する。多品目による地場流通（温室販売・共同直売）へ取り組む。
昭島市の農業を担う経営モデル		新たなブランド化品目の研究・育成を図る。宅配便による昭島産花きの全国展開を図る。

（３）果樹栽培

市内東部を中心に日本梨の生産が行なわれています。昭島産の多摩川梨は人気があり、事前予約の宅配販売だけでなく、消費者・市民に安定した供給販売ができるように生産体制や将来を見据えたほ場の整備を図る必要があります。

経営モデル	役 割	具 体 的 な 内 容
昭島市の農業を担う経営モデル	消費者・市民への梨の安定供給	梨の品質の向上を図る。 新たな果実生産の展開を図る。 消費者・市民に直接販売できる体制を作る。 共同直売所への出荷促進を図る。

（４）植木栽培

都市緑化の産業である植木については、公共施設への販売・管理を積極的に進めるとともに、品目拡大や見本展示園などで販路拡大を行い、新たなビジネスチャンスを積極的にとらえた植木経営の展開を図ります。

経営モデル	役 割	具 体 的 な 内 容
昭島市の 農業を担う 経営モデル	産業としての 植木経営の確立	落葉高中樹木の生産。 屋上や壁面緑化樹種の導入を研究する。 開発区域・公共施設への販売を促進する。

（５）畜産（鶏卵）

昭島市の深層地下水を与えて飼育されている鶏が産んだ卵に「美味くて多摩卵」のネーミングを付けて共同直売所や市内飲食店等で販売しています。

経営モデル	役 割	具 体 的 な 内 容
昭島市の 農業の広が りを支える 経営モデル	消費者・市民への 新鮮な卵の供給	市民に支持される鶏舎環境を維持し、共同直売所を中心に市内飲食店等に供給を行う。

（６）米栽培

多摩川からの農業用水路を利用して水田経営に取り組み、産業まつりでの新米販売や直売、学校給食への供給を通じて米の地産地消に取り組んでいる他、親子を対象にした米作り教室も行い食育への理解を図っています。

経営モデル	役 割	具 体 的 な 内 容
昭島市の 農業を担う 経営モデル	農地の保全 昭島産米の安定供給	学校給食への供給、産業まつり等のイベントや、共同直売所にて消費者・市民へ供給する。

第4章 市・都との連携による市内農業者の先進的な事例

■ 意欲ある農業者の経営力強化（都市農業活性化支援事業）

認定農業者が営農集団を組織して都市農業活性化支援事業を活用する事で、施設整備を行い、年間を通しての農産物の安定生産を見込める事で販路の拡大を進めます。



■ 農地の持つ多面的機能の発揮（都市農地保全支援プロジェクト）

認定農業者が都市農地保全支援プロジェクトを活用し、農地に災害時には周辺住民に生活用水を供給できる農業用防災兼用井戸を設置する事で、都市農地の持つ多面的な機能を発揮する事が可能となります。



■ 新しい農業経営へのチャレンジ（チャレンジ農業支援事業）

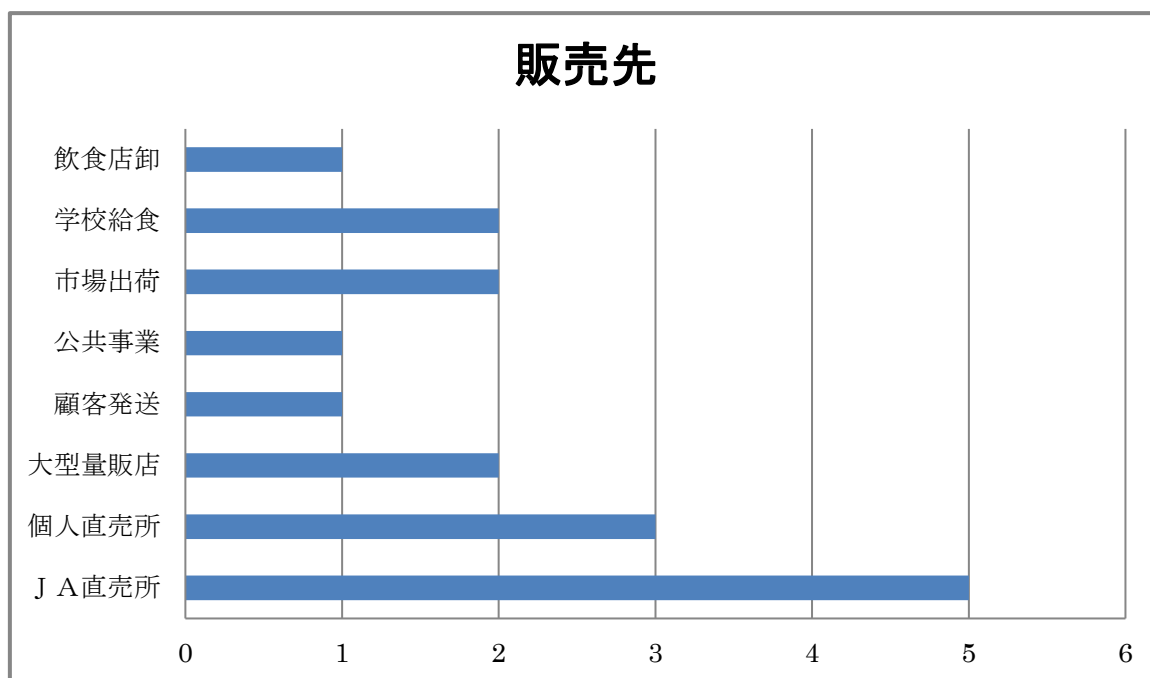
江戸東京野菜栞島ねぎの生産者で組織される「栞島ねぎ保存会」では、チャレンジ農業支援事業を活用してプロデザイナーにロゴマークの作成を依頼し、ねぎの出荷袋や販売促進用のぼり旗に活用しています。専用の袋に入れて出荷する事により他のねぎとの差別化や、栞島ねぎのブランドを守る事に役立っています。



資料編

・ 農業者ヒアリング調査（平成 28 年 8 月）

問 1 現在の主な販売先について



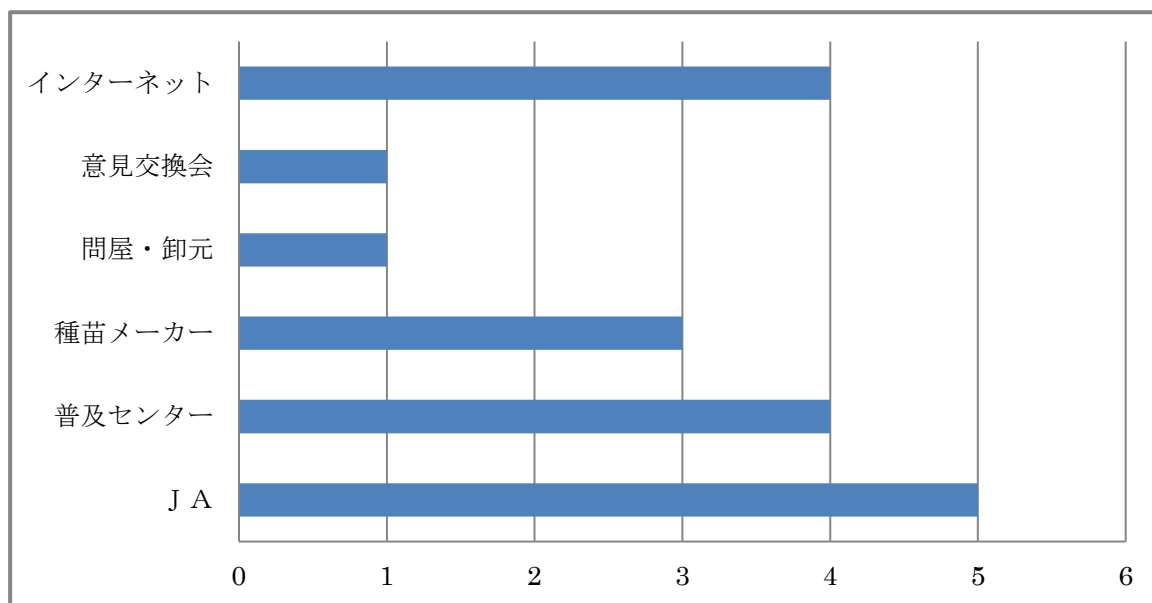
問 2 販路拡大について

- ・生産量（安定供給）や農地規模（面積）の問題があり難しい。（果樹生産者）
- ・現状の供給で手一杯（米生産者）
- ・飲食店、学校給食への取引を増やしたり、加工品を製造したい。（鶏卵生産者）
- ・1軒の農家ではロット数に限りがあり難しい。部会の仲間と共に大型量販店に納品しているが、他の人が出していない時に出荷する必要がある。最低でも5軒程度いないと量販店には卸せない。（野菜生産者）
- ・生産量を増やすために、他の農家の協力を得たり企業の協力を得たい。（植木生産者）
- ・市場出荷については個々に番号が振り分けられているため組合でまとめて拡大することは出来ない。（花き生産者）

問3 学校給食への出荷提供について

- ・学校給食へ出荷提供している。(野菜生産者)
- ・組合として梨ゼリーを作る為の原料として協力して出荷している。(果樹生産者)
- ・期間限定で学校給食に組合として昭島産の米を提供している。(米生産者)
- ・小学校、中学校に提供しているが配送と供給量確保が課題。(鶏卵生産者)

問4 農業経営を行ううえで、どこから情報を得ていますか。



問5 認定農業者について

- ・認定されているがメリットを感じない。
- ・消費者の認知度が低い。

問6 農業経営のためのPRをされていますか。

- ・拝島ねぎ保存会の、のぼりや出荷袋を作成した。(野菜生産者)
- ・庭先ののぼりとロコミのみ。(果樹生産者)
- ・特にしていない。
- ・直売で独自のスタンプカードを実施してリピーターを増やしている。(野菜生産者)
- ・J Aの後援名義やチラシを部会として作成した。(植木生産者)
- ・特にしていないが、J R の駅等を活用すればPRになるのではないかと。(花き生産者)

問7 子どもに対する農業体験への協力

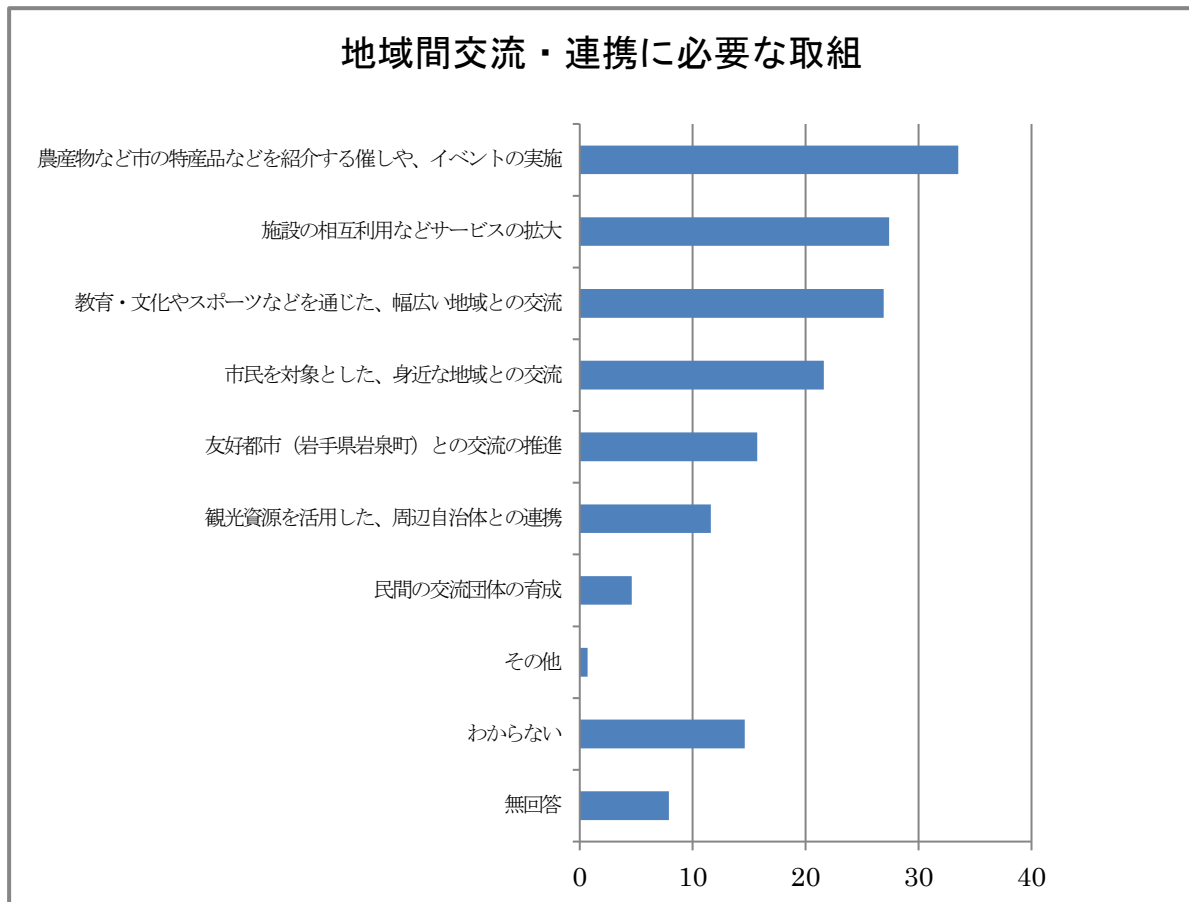
- ・学校給食へ食材を提供している。(野菜生産者)
- ・農業体験は実施する際、ボランティアの確保が必要で現状では難しい。(野菜生産者)
- ・長らく親子米づくり教室を実施している方に組合事業としてお願いしているが、個別に対応は難しい。(米生産者)
- ・小学校の卒業イベントで伐採から植栽を一連の作業として実施した。(植木生産者)
- ・近隣の小学校3校が見学に來たり、JA職員や中学生の職場体験も行うが、生産者に徹する必要がある。(花き生産者)

問8 市民にもっと農に親しんでもらうには何をすべきか考えますか。

- ・観光協会で行っている農ウォークは市民が農に親しむ良いきっかけではないか。
- ・市民の見学は受け入れているが特段何かしている訳ではない。
- ・市民に支持してもらわないといけない。イベントやPRが必要。
- ・体験を増やしたいが人手不足。

・ 市民アンケート調査（平成 27 年）

設問 あなたは、市内外との地域間交流・連携について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。



昭島市産業振興計画策定委員会 委員名簿（敬称略）

（平成 28 年）

選 出 区 分	役 職	名 前
学識経験のある者	多摩大学総合研究所 教授・副所長	松 本 祐 一
学識経験のある者	中小企業診断士・事業承継センター 株式会社代表取締役（CEO）	内 藤 博
商業・サービス業関係者	昭和飛行機工業株式会社 地域振興推進室長	幸 田 義 康
商業・サービス業関係者	昭島市商工会 商業部会長	井ヶ田 博
建設業・製造業関係者	昭島市商工会 建設業部会長	鈴 木 一 昭
建設業・製造業関係者	昭島市商工会 工業部会長	長 瀬 透
昭島市商工会の代表	昭島市商工会 事務局長	水 野 宏 一
金融機関の職員	信金中央金庫 地域・中小企業研究所次長	住 元 文 和
製造業関係支援機関の職員	地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター 上席研究員・複合素材開発セクター長	谷 口 昌 平
中小企業支援機関の職員	公益財団法人東京都中小企業振興公 社 多摩支社 情報交流係長	大 坪 美枝子
農業関係者	昭島市農業生産団体連絡協議会 会長	鈴 木 勇 作
農業関係行政機関の職員	東京都農業振興事務所 農務課長代理	今 安 典 子
一般社団法人昭島観光 まちづくり協会の代表	一般社団法人昭島観光まちづくり 協会事務局長	國 井 俊 彦
公募による市民		小 山 美智代
公募による市民		高 橋 早 苗
公募による市民		桑 名 美 恵

産業振興計画策定の経緯

■第1回 昭島市産業振興計画策定委員会

日時：平成28年7月11日（月）午後7時～午後9時

場所：市役所 3階 庁議室

議題：① 委員長の選出

② 昭島市の現状とこれまでの取組について

③ 昭島市産業振興計画の策定について



■市内事業者等のヒアリング調査の実施

期間：平成28年8月～9月

対象：① 農業者

② 中小企業

③ 大手中核企業



■第2回 昭島市産業振興計画策定委員会

日時：平成28年10月7日（金）午後6時～午後8時

場所：場所：市役所 3階 庁議室

議題：① ヒアリング調査の報告について

② 昭島市の産業振興計画の方向性について

③ ワークショップの開催について



■昭島市産業振興計画ワークショップ

日時：平成28年10月24日（月）午後6時～午後8時

場所：昭島市役所1階 市民ホール

対象：ヒアリング調査先、アンケート調査先、農業者、商工会関係者-

市内事業者、産業振興計画策定委員

目的：市内の様々な産業に従事する方々が一堂に会し、産業間、異業種間等で連携可能なことについてアイデア出しを行い、将来に向けて共通の目的を持つきっかけとする。

参加：26名



■ 第3回昭島市産業振興計画策定委員会

日時：平成28年11月18日（金）

場所：市役所 3階 庁議室

議題：①ワークショップについて（報告）

②昭島市の産業振興計画の計画案について

③昭島市産業振興計画策定スケジュールについて



■ パブリックコメント

期間：平成29年1月20日（金）～平成29年2月20日（月）

■ 第4回昭島市産業振興計画策定委員会

日時：平成29年3月3日（金）

場所：市役所 3階 庁議室

議題：①パブリックコメントの結果について



■ 昭島市産業振興計画完成

時期：平成29年3月

農業部門詳細編策定の経緯

■昭島市産業振興計画 農業部門詳細編

時期：平成 29 年 11 月

■パブリックコメント（改定版）

期間：令和 4 年 12 月 16 日（金）～令和 5 年 1 月 16 日（月）

■昭島市産業振興計画 農業部門詳細編 改定版

改定時期：令和 5 年 3 月（予定）

昭島市産業振興計画 農業部門詳細編 改定版 意見照会先

No.	所 属 等	備考
1	昭島市農業委員会	農業委員
2	一般社団法人 東京都農業会議	学識経験者
3	J A 東京みどり	J A
4	東京都産業労働局農業振興事務所	東京都
5	東京都中央農業改良普及センター	東京都

用語解説

■江戸東京野菜

J A 東京中央会により認定された、江戸から昭和の各時代に東京近郊で栽培されていた伝統野菜で、いずれも固定種。生産が激減したが、最近は個性的な食材として注目されている。

■生産緑地

生産緑地法に基づき、指定された市街化区域内的の農地。長期営農が義務付けられるが税の軽減措置を受けることができる。

■チャレンジ農業支援事業

新しい農業経営にチャレンジする農業者や農業者が構成するグループに対し、適切な専門家を派遣し必要なアドバイスを行う都の事業

■東京農業振興プラン

東京都農林・漁業振興対策審議会の答申を踏まえ、東京都が都民生活に密着した産業として東京農業を発展させる施策と国への提案を示したプラン

■特定生産緑地制度

生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に申請をすることで、従来の生産緑地と同じ税の軽減措置等が 10 年間延長される制度

■都市農業活性化支援事業

認定農業者が収益性の高い農業を展開するために必要な施設を整備して経営力を強化する取組を支援し、都市農業の活性化を図る市・都の連携した補助事業

■都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として定められた法律

■都市農地貸借円滑化法

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講じることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上を目的とした法律

■都市農地保全支援プロジェクト

農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させることや、地域住民に配慮した生産基盤を整備することにより、貴重な都市農地の保全を図る市・都の連携した補助事業

■認定農業者

経営改善を図ろうとする者が自らの創意工夫に基づき、農業経営改善計画を作成・申請し、5年後の経営目標を市区町村から認定された農業者若しくは組織経営体

■農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及び農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることが定められた法律

■6次産業

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

発 行 昭 島 市 令和5年9月

編 集 市民部産業活性課

〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

TEL (042) 544-5111 (代) FAX (042) 541-4337